

生垣設置奨励補助金 申請の手引き

土 浦 市



(土浦市イメージキャラクター つちまるくん)

●はじめに

緑豊かな住みよいまちづくりを進めるために、市では、新たに生垣を設置される方に一部補助金を交付いたします。

生垣は、家の中から四季の緑が楽しめるだけでなく、道行く人々の心にうるおいと安らぎを与え、地震などの災害防止にも役立ち、市街地の緑化に重要な役割を果たします。現在、すでに古くなったブロック塀や石塀をお持ちの方は、緑の生垣に変えてみてはいかがでしょうか。ぜひ、この制度をご利用下さい。

●補助金交付対象生垣の条件

- (1) 市内の居住を目的とした建物の敷地に設置されるもの
- (2) 道路に面するもので総延長が5メートル以上であるもの
- (3) 樹木の高さがおおむね60センチメートル以上で、延長1メートルにつき2本以上植栽されるもの
- (4) 国又は地方公共団体の所有、又は管理に属しない土地に設置されるもの
- (5) 道路の幅員が4メートル未満の場合は、その中心線から2メートル以上後退させて設置するもの
- (6) コンクリートブロック等を使用して敷地面から60センチメートルを超える基礎の上に設置されるものでないもの
- (7) 不動産の販売を目的として設置されるものでないもの
- (8) 他の法令等の規定により補助又は補償を受けたものでないもの

●補助対象者

新たに生垣を設置する者又は既存のブロック塀等を撤去して生垣に改造する者

●補助金の額

設置に要する経費（既存ブロック塀等の撤去を伴う場合は、その経費を含む。）の2分の1とし、その限度額は、15万円とする。ただし、延長1メートル当たりの補助金の額は、5,000円を限度とする。

●補助金交付までの手続き（申請者の行うものは◎印）

- (1) ◎生垣設置奨励補助金交付申請書の提出
- (2) 市による申請内容等の審査
- (3) 生垣設置奨励補助金交付決定通知
- (4) ◎工事着工
- (5) ◎生垣設置完了報告書の提出
- (6) 市による工事完了生垣の検査
- (7) 生垣設置奨励補助金交付額決定通知
- (8) 補助金の交付（金融機関口座振込）

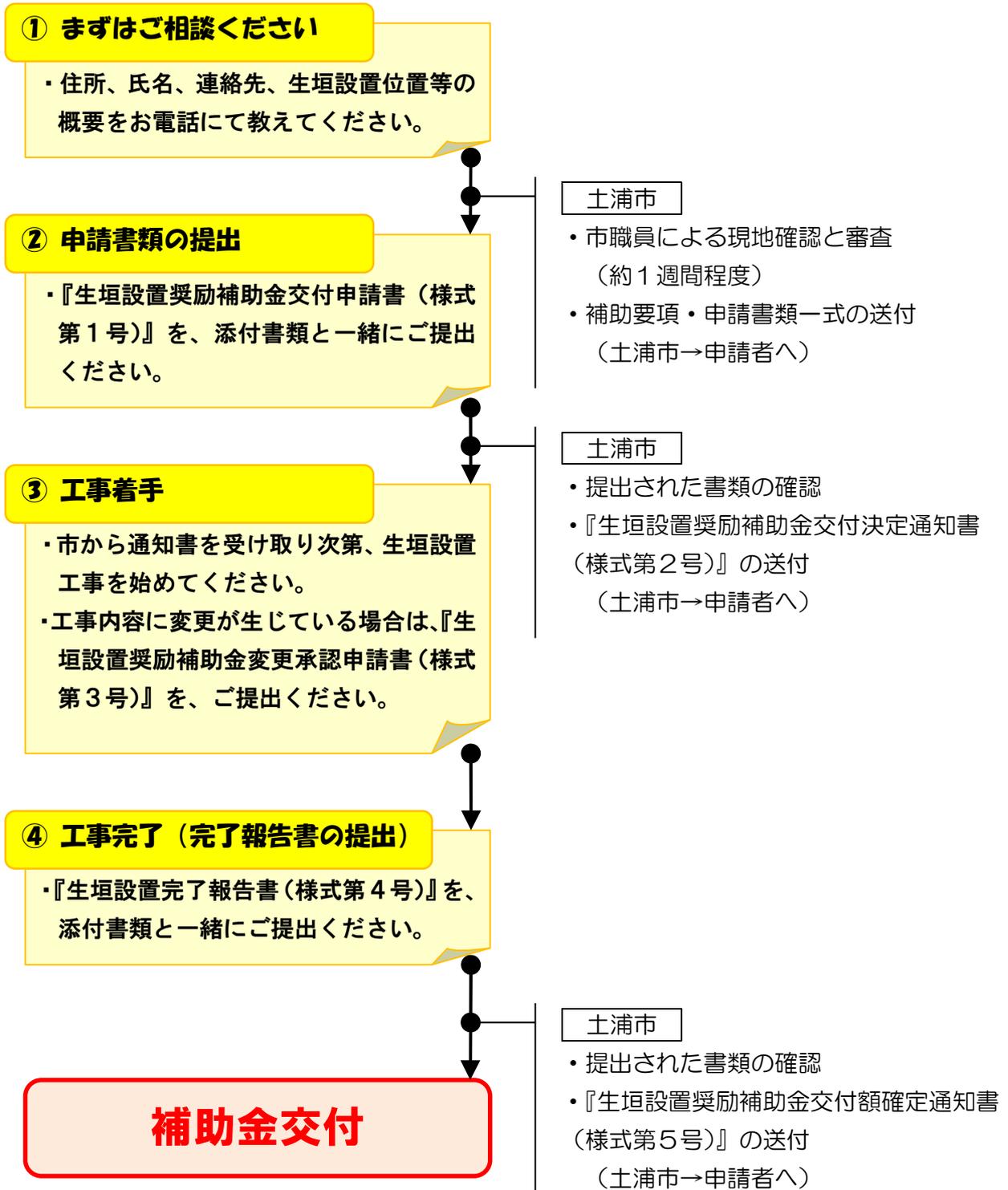
補助制度をご利用される方は、申請書提出前に公園・施設管理課公園緑地係までご一報ください。

●補助金申請の流れ

補助金申請の流れは、以下のとおり。

まずは、「公園・施設管理課公園緑地係」へご連絡ください。

【 補助金申請の流れ 】



●申請書類及び完了報告書

補助金の申請時及び完了時は、以下の書類をご準備ください。

【申請時に必要な書類】	【完了時に必要な書類】
① 生垣設置奨励補助金交付申請書 1部 (様式第1号) ② 添付書類 1部 ・生垣設置計画図 ・工事金額見積書 ・着工前写真(遠近、計2枚程度)	① 生垣設置完了報告書 1部 (様式第4号) ② 添付書類 1部 ・領収書の原本及び写し ・工事金額内訳書 ・設置完了写真(遠近、計2枚程度)

なお、「生垣設置計画図」には、以下の項目を記載してください。

- ・生垣設置の配置
- ・生垣の延長
- ・道路情報(道路の状況、道路の幅員など)
- ・生垣の高さ
- ・植栽の間隔(延長1メートルにつき何本植栽するか)
- ・基礎の高さ(基礎を設置する場合)

●注意事項

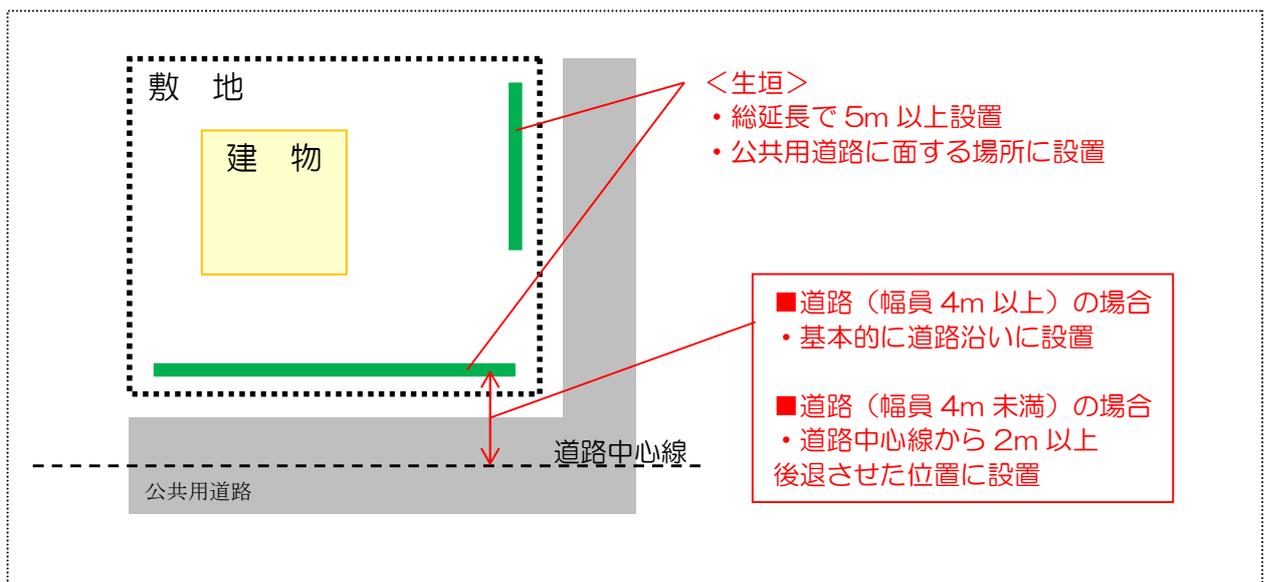
- ◇ 申請前に生垣を設置した場合は、補助の「対象外」となりますのでご注意ください。
- ◇ 現場確認(特に申請前)の際は、現場での立会いをお願いする場合がございますので、お手数ですがご協力ください。
- ◇ 最終的な現場確認により、申請時の補助額と最終的な補助額が変わることがありますので、ご了承ください。
- ◇ 毎年の補助予算には限度がございます。予算が上限に達した時点で、その年の補助申請はストップさせていただきますので、ご了承ください。
- ◇ 生垣設置者(補助金交付を受けた者)は、生垣を常に良好な状態に保つように努め、設置から5年間は生垣として活用しなければなりません。

●補助対象の生垣設置例

補助金申請の際によく質問される事項を整理しました。

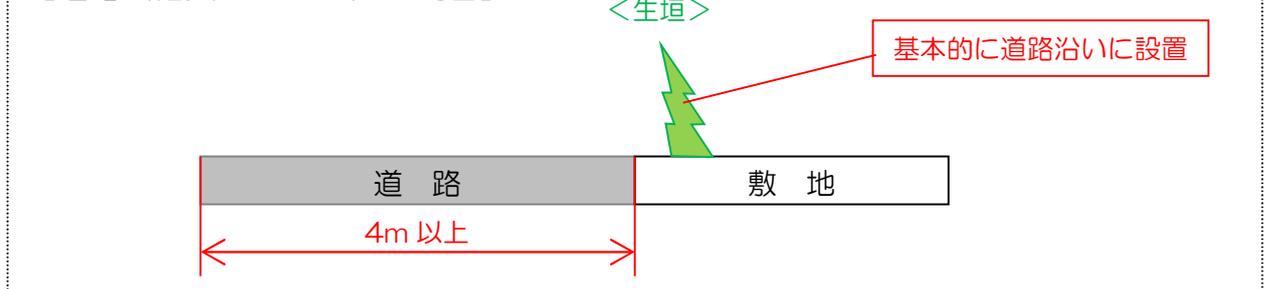
① 道路に面するもので総延長が5メートル以上であるもの

- ・生垣は、連続していなくても総延長で5m以上となるよう設置してください。
- ・道路（幅員 4m 以上）→生垣は、基本的に道路沿いに設置してください。
- ・道路（幅員 4m 未満）→生垣は、道路の中心線から 2m 以上後退させた位置に設置してください。



(生垣設置例イメージ図)

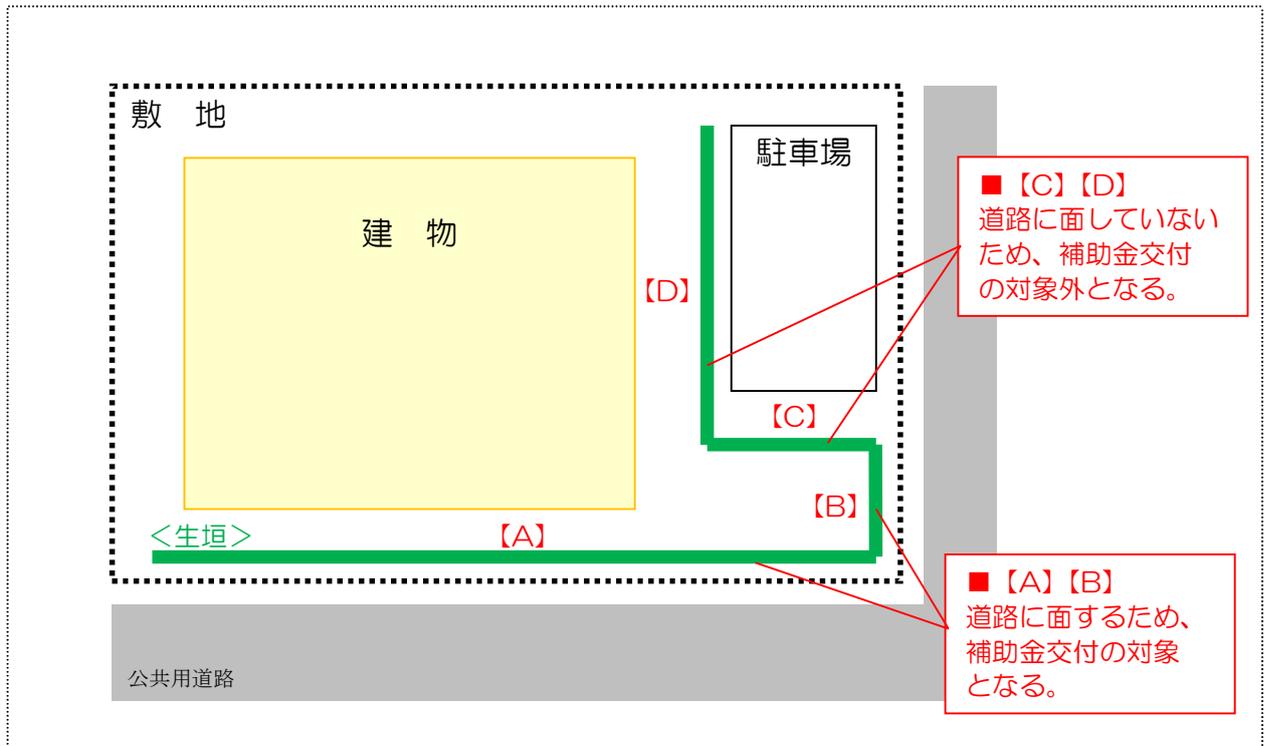
【道路（幅員 4m 以上）の場合】



【道路（幅員 4m 未満）の場合】



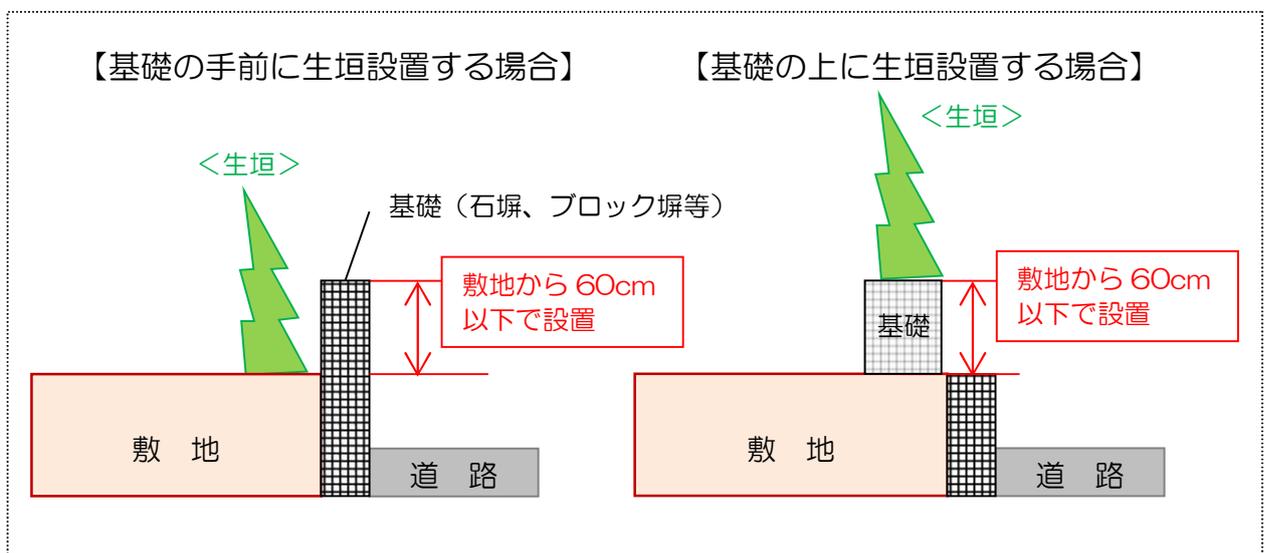
- ・補助金交付の対象となる生垣は、道路に面していない【C】【D】以外の【A】【B】となります。
- ・また、生垣【D】のように、道路及び生垣の間に構造物・障害物がある場合は、補助金交付の対象外となります。



(補助金交付の対象・対象外となる生垣設置位置図)

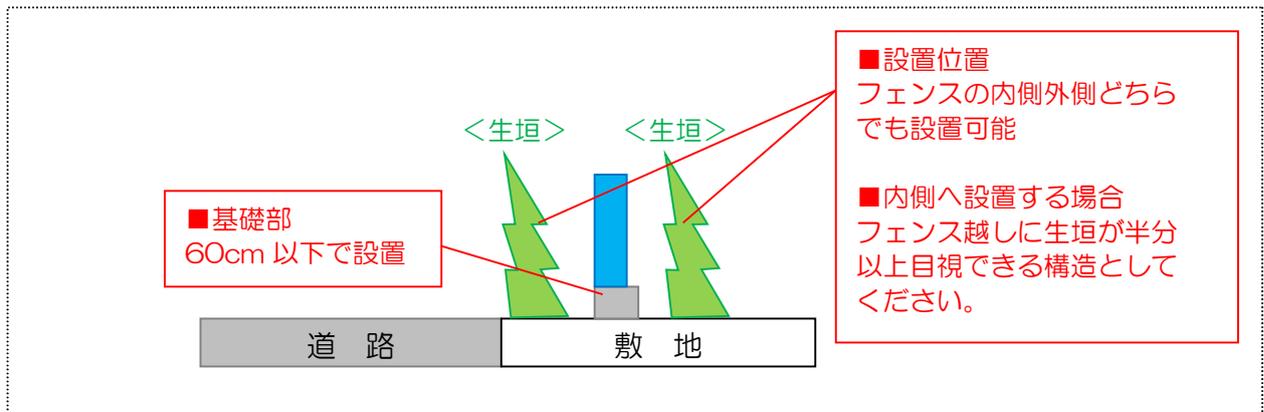
② コンクリートブロック等を使用して敷地面から 60 センチメートルを超える基礎の上に設置されるものでないもの

- ・（基礎の手前に生垣設置）：基礎（石塀、ブロック塀等）は、敷地面から 60cm 以下としてください。
- ・（基礎の上に生垣設置）：基礎は、敷地面から 60cm 以下としてください。



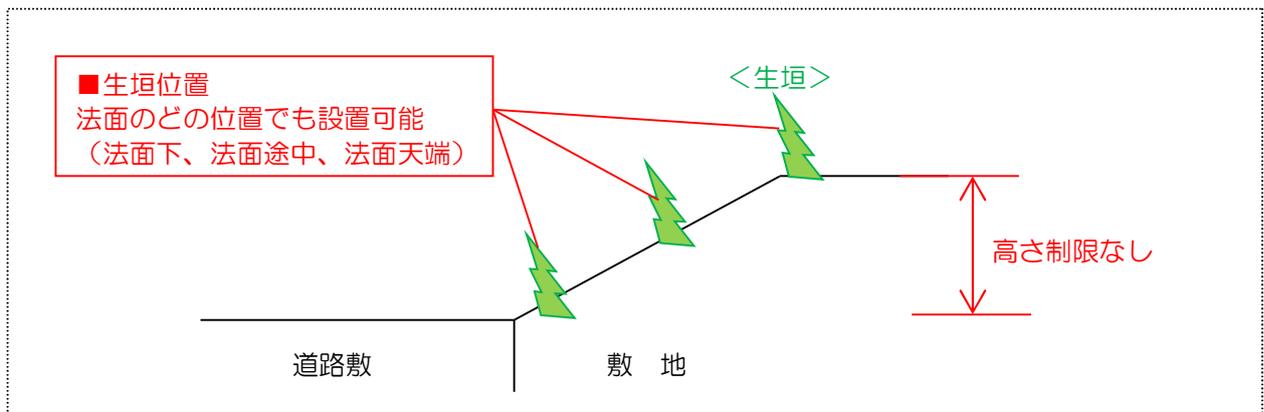
(生垣と基礎の考え方)

- ・透視可能なフェンス（ネット、メッシュ）は、基礎とみなさない。
- ・生垣は、フェンス（ネット、メッシュ）の内側外側どちらにも設置可能ですが、内側に設置する場合は、フェンス越しに生垣が半分以上目視できる構造としてください。



（ 生垣とフェンスの関係 ）

- ・地形上、道路沿いが盛土構造となっている敷地については、盛土高さに制限を設けないため、生垣は、法面のどの位置（法面下、法面途中、法面天端）でも設置可能です。



（ 法面における生垣設置位置 ）

●お問い合わせ

土浦市役所 都市政策部 公園・施設管理課 公園緑地係
 〒300-8686 茨城県土浦市大和町9番1号
 TEL. 029-826-1111（内線2258・2423）
 FAX. 029-826-3401